

中小企業の挑戦を応援します！

令和7年度 糸島市 経営強化専門家活用補助金

申請要領

1 補助金概要

経営基盤の強化、経営革新及び持続的な発展に取り組むため、専門家やプロフェッショナル人材のサポートを受ける商工業者に対し、その経費の一部を補助します。

2 補助対象者

糸島市内に主たる事業所を有し、商工業を主たる事業とする中小企業者

3 補助率及び補助上限額

◆補助率：補助対象経費（消費税相当額を除く）の3分の2以内（千円未満切り捨て）

◆補助上限額：10万円

※1事業者につき1回限り。予算の範囲内で、交付決定順。

補助の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものです。

- (1) 国や県の補助金または助成金（計画作成を伴うものに限る）の申請に専門家のサポートを受けるための費用。ただし、成功報酬は対象外。
- (2) 事業継続力強化計画または事業継続計画の作成に専門家のサポートを受けるための費用。
- (3) 経営課題の解決にプロフェッショナル人材を活用する際のプロフェッショナル人材とのマッチング費用。プロフェッショナル人材への報酬は対象外。

申請期限

令和8年1月30日（金）まで

実績報告期限

令和8年3月10日（火）まで

申請方法

裏面の流れのとおり申請してください。

様式は市のホームページからダウンロードできます。

糸島市 経営強化専門家活用

検索



問い合わせ・提出先

糸島市 経済振興部 商工振興課 商工労働係

TEL：092-332-2096（8：30～17：15）

申請から交付までの流れ

(1) 申請

下記の必要書類を糸島市役所商工振興課に提出してください。

必要書類	備考
補助金交付申請書（様式第 1 号）	
誓約書（様式第 2 号）	
見積書の写し	
糸島市税に滞納がないことの証明	申請者名義のもの
事業所所在地及び業種を確認するための書類	
【法人の場合】履歴事項全部証明書	発行から 3 か月以内のもの
【個人の場合】令和 6 年確定申告書の写し	開業後間もなく、確定申告の実績がない場合は開業届の写し等
その他市長が必要と認める書類	

(2) 審査・交付決定

提出書類の内容を基に、申請内容が本補助金の趣旨に沿う内容であるか審査します。

交付をすることが適当と認められたときは交付決定通知を送付します。

(3) 実施

専門家との契約やプロフェッショナル人材とのマッチングの契約は、交付決定後に行ってください。申請前を含め、交付決定前の着手は認められません。

(4) 変更申請

交付決定後に、申請内容に変更が生じる場合には、変更申請の手続きが必要な場合があります。糸島市商工振興課へご相談ください。

※変更の承認なくして支出された費用については、補助対象外です。

(5) 実績報告

各種補助金・助成金等の申請が完了したときは、完了後 30 日以内または令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出し、実績報告を行ってください。

必要書類	備考
補助金実績報告書（様式第 7 号）	
領収書等の写し	事業期間内に支払った費用が対象
各種補助金・助成金等の申請書等の写し	
各種補助金・助成金等の（不）交付決定通知書の写し	決定通知が届き次第、速やかに提出してください。
その他市長が必要と認める書類	

(6) 交付額確定

当初の申請内容のとおり事業が実施されたこと等を確認し、適当と認められる場合には補助金交付額確定通知を送付します。

(7) 請求・交付

補助金交付額確定通知を受領した後、速やかに補助金請求書を提出してください。指定の口座（申請者名義のものに限る）に 1 か月以内に振り込みます。